

## 令和5年8月・9月度における空調設備の使用ルール

今年度は試行運用となります。学校でも節電に取り組んでおりますので、使用ルールについて、ご理解・ご協力をお願いいたします。なお、来年度から使用料を設定の上、本格運用の実施を検討しております。

- ・「環境省熱中症予防サイト」のさいたま地点（体育館）における「暑さ指数（WBGT）が25度以上と予測された場合」又は「施設使用時間中の気温が28度以上で熱中症の危険性がある場合」に空調設備を使用することができます。

環境省熱中症予防サイト（さいたま地点・体育館）

[https://www.wbgt.env.go.jp/sp/graph\\_ref\\_td.php?region=03&prefecture=43&point=43241&refId=8](https://www.wbgt.env.go.jp/sp/graph_ref_td.php?region=03&prefecture=43&point=43241&refId=8)

- ・学校開放施設使用開始時間から運転してください。  
（開始時間前からの運転は行わないでください。）

- ・使用後は、必ず運転停止をお願いします。

（連続して他団体が使用する場合は、次に使用する団体と入れ替わる場合に限り、運転停止操作は不要とします。）

- ・環境に配慮した適切な温度設定でご使用ください。

- ・施設使用開始前から運転が開始していた場合は、文化スポーツ課へご報告ください。

- ・空調設備の使用後は、学校開放日誌の特記事項欄に、次のとおり記載をお願いします。  
記載内容：冷房使用（○時○分～○時○分）

上記使用ルールが守られない場合、当該団体の使用制限を行う場合がございます。

また、空調設備使用の実績報告を超えて使用されていた場合、運用方法の再検討等により、来年度の実施が困難となる場合もございますので、使用ルールを遵守いただきますよう、よろしくをお願いいたします。